

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成24年6月29日制定
(省略)

平成28年4月27日一部改正
平成29年4月27日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全装置等を導入する貨物自動車運送事業者(以下「運送事業者」という。)に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とする。

(1) 後方視野確認支援装置

後方視野確認支援装置とは次の各号に掲げる機能を有するものとする。なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ① 後退時の後方視野が確保できること。
- ② 運行時(前進も含む)において後方視野が確保できること。
- ③ 概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること

(2) 側方視野確認支援装置

中型自動車及び大型自動車の左側に側方カメラを装着した場合(以下同じ。)に限り、助成対象とする。

(3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置

呼気吹き込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

(4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。

2 前項に定めるIT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、助成対象とする。

(助成額)

第3条 1 事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者(以下「会員事業者」という。)は、前条の対象装置ごとに10装置分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者(以下「非会員事業者」という。)は、前条の対象装置ごとに2装置分を限度とする。

ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第2条の装置を車両に装着した場合、会員事業者は、1装置あたり20,000円(公益社団法人全日本トラック協会10,000円、沖ト協10,000円)を交付し、非会員事業者は、1装置あたり1,000円(沖ト協1,000円)とする。

3 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は、会員事業者は、車両1台につき対象装置に40,000円(公益社団法人全日本トラック協会20,000円、沖ト協20,000円)を交付し、非会員事業者は、車両1台につき対象装置に2,000円(沖ト協2,000円)とする。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 運送事業者は、装置装着が完了したときは、第5条の期日までに、様式1「安全装置等導入促進助成金実績報告書(兼)請求書」(以下「請求書」という。)、様式2「安全装置等導入促進助成金内訳書」、装着したことが確認できる書面(収証又はリース契約書等)の写し、並びに装着した車両の自動車検査証の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第5条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の**2月末日**までとする。ただし、**2月末日**が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第6条 沖ト協は、第4条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(装置の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(1) 後方視野確認支援装置 1年

(2) 側方視野確認支援装置 1年

(3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 1年

(4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則(平成24年6月29日)

第1条 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

附則(平成25年5月30日)

第1条 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成24年6月29日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成26年4月28日)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成25年5月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成26年5月28日)

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成26年4月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成28年4月27日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成26年5月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則(平成29年4月27日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。